

令和2年4月から令和3年3月の国民年金保険料は、**月額16,540円**です。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の支えとなる老齢基礎年金のほか、加入中のけがや病気で障害の状態になった場合の障害基礎年金、加入者が亡くなった場合の遺族基礎年金が設けられており、皆さんの生活を生涯にわたってサポートします。国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、年金そのものを受け取れなくなることがあります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の月上旬に送られてくる「納付書」によって、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアで納めていただくほかに、口座での引き落とし、クレジットカードでのお支払いが可能です。

口座からの引き落とし、クレジットカードでのお支払いをご希望される場合は市役所に「申出書」がありますので、引き落とし口座の預金通帳と届出印、クレジットカード等をお持ちください。

20歳の国民年金加入について

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金の加入のお知らせが届きます。

将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

保険料を納めるか、納付猶予（免除）や学生納付特例の申請を必ずしてください。

令和2年度も引き続き「学生納付特例制度」をご利用される方へ

学生納付特例制度により、令和元年度（平成31年度）に保険料納付を猶予されている方で令和2年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が郵送されます。同一の学校に在学されている方は、ハガキに必要事項を記入して返送していただくことにより、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）

※ハガキが届かなかつた方や、在学される学校等に変更のある方は、申請が必要となります（在学証明書または学生証の写しをご提出ください）。